水戸市協働事業提案制度

わくわくプロジェクト

令和９年度募集要項

募集期間：令和８年11月２日（月）～ 令和９年１月13日（水）

23RD まちづくり株式会社
次世代継承店舗と学生がつくるまちづくり～企業ゲームから実践へ～

事業紹介

提案様式

目　次

１　協働事業提案制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　対象団体等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
４　応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
５　募集区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
６　事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
７　審査・選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
８　市からの支出（補助金額）・・・・・・・・・・・・・・・　１１
９　学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
１０　対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１１　事業が採択されたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１２　事業が終わったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１３　よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　　提案様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

1　協働事業提案制度とは

市が抱えている課題の解決や、よりよいまちづくりに向け、市民の皆さんと行政が、協働によって取り組むことで、相乗効果が期待できるモデル的・先駆的な内容の事業提案を募集し、まちづくりに活用していく制度です。

市附属機関の審査を受けて採択された事業には、1 事業あたり 50 万円を上限とした補助金が交付され、市の事業担当課と協働で事業を実施いただきます。

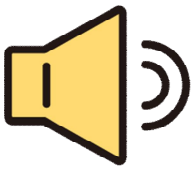

当制度は、市民活動団体だけで提案・実施する事業に対して補助金を交付する制度ではありません。

市担当課とともに、市が抱えている課題などについて話し合い、それぞれの特性を生かし、役割分担して、課題の解決に取り組む制度です。

（1）協働の効果

- 行政が持つ情報やネットワークの活用による事業規模の拡大
- 行政との役割分担による事業の実効性ＵＰ
- 市民からの信頼性・社会的認知度ＵＰ

- 市民活動団体が持つ新しい視点やネットワークの活用による公共サービスの充実
- 事業手法の見直しや職員の意識改革のきっかけづくり

- ニーズにあった質の高い公共サービスの活用
- 市民活動への参加機会の増加

（2）ＰＤＣＡサイクル

提案いただいた事業は、以下の一連のプロセスを公開の原則のもとに実施します。

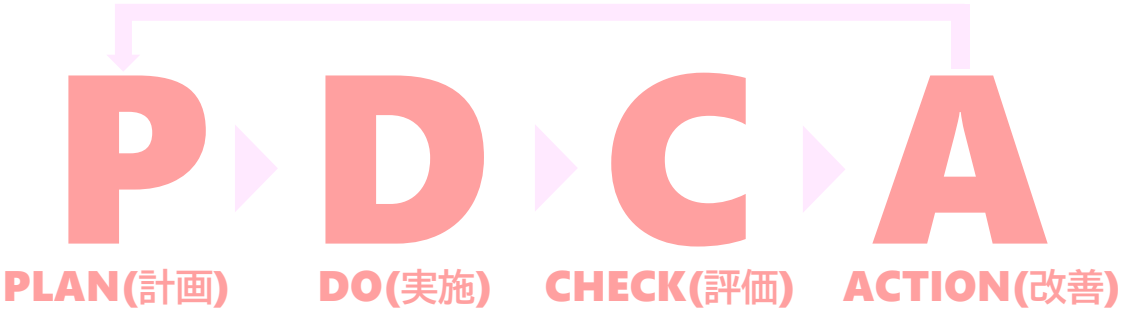

（3）令和８年度実施事業

水戸に住む外国人市民の地域コミュニティ参加への支援事業
「うちにおいでよ水戸プロジェクト in 有賀」

次世代継承店舗と学生がつくるまちづくり
～企業ゲームから実践へ～

地域と動物の共生プロジェクト2026

参考書バンク

みと防災 DX サポートプロジェクト

ためしもいち！市民の“やってみたい”から
はじまる景観まちづくり実証事業

若い世代で戦争の紙芝居を伝承しよう
～デジタル化による新たな紙芝居を創る～

２ 対象事業

事業内容	市が抱えている課題の解決や、よりよいまちづくりに向けて、 市と協働によって取り組むことで、 相乗効果が期待できる モデル的・先駆的 な内容の事業 ※ 対象事業は、市民活動団体だけで実施するものではなく、水戸市と協働で実施する事業になるため、事業には、公平性、公益性などが求められます。
併用禁止	本市の他の補助金など、財政的支援を受けている事業又は受ける予定の事業は提案できません。
事業期間	単年度（令和９年４月～令和 10 年３月の間） 継続事業として連続３回（３年間）まで同一事業を提案することができます。 地震、水害、火災その他の災害、感染症のまん延防止等により市長が事業の実施を困難と判断した場合であって当該年度において次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合は、当該年度の翌年度に再度提案することができます。 （1）協働事業の実施に関する協定を締結していること。 （2）協働事業補助金の交付を受けていないこと。

３　対象団体等

対象	ＮＰＯ法人、ボランティア団体、地域コミュニティ団体、企業（ただし、非営利の社会貢献活動を行う場合）など、市民活動*を行う団体
条件	対象団体は、次のすべての条件を満たすことが必要です。 ・ 団体の構成員が５人以上であること。 ・ 運営に関する定款、会則等を有し、組織としての実態があること。 ・ 適切な会計処理が行われていること。 ・ 暴力団や暴力団と社会的に非難される関係を持つ団体でないこと。
定義	*市民活動とは、社会貢献性を持つ公益的な非営利活動をいいます。 ただし、次のいずれにも該当しないものです。 ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を強化・育成することを目的とする活動 ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 ・ 特定の公職の候補者、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

市民活動団体と市担当課が特性を生かし、

役割分担　をして事業を実施します。

４ 応募方法

受付期間	令和８年 11 月 2 日（月） ～ 令和９年 1 月 13 日（水）
提出書類	① 協働事業提案書（別紙１）＊ ② 団体の定款、規約又は会則 ③ 団体の会員名簿 ④ 団体の前年度（令和７年度）の事業報告・決算書 ⑤ 団体の本年度（令和８年度）の事業計画・予算書 ※ 市民活動団体の事業提案をもとに、団体と市担当課で話し合いをした上で、提案書を完成していただきます。
応募方法	市民生活課へ持参 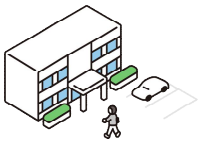 Ｅメール kyodo@city.mito.lg.jp 郵送 〒310-8610 水戸市中央１丁目４番１号 水戸市市民協働部市民生活課協働係

５ 募集区分

自由提案型

行政課題・分野：自由
皆さんが水戸市との協働により解決したいと考える課題について事業を提案してください。

行政課題提示型

行政課題・分野：Ｐ．６～Ｐ．８の行政テーマから
水戸市の行政課題や地域課題の解決に向け、
市との協働事業を提案してください。

行政課題提示型　行政テーマ一覧

No.	行政テーマ ［担当課］	概　要 （箇条書き）協働による効果、期待すること
1	SNS 等における若い世代をターゲットとした水戸の魅力の発信 ［みとの魅力発信課］	情報があふれている現代において、より多くの若い世代に情報を伝えるためには、行政からの発信だけではなく、多様な視点や手法を取り入れながら発信していく必要がある。 現在、既に SNS 等において、独自の視点や手法により食やイベントなど、水戸の魅力を発信している利用者が多い。こうした方々との連携により、これまで行政からの情報が届きにくかった世代にもアプローチできることが期待される。 このことから、本市のイメージアップ及び交流人口増加を目的として、様々な SNS 利用者と協働して情報発信を行っていきたい。
		・行政にはない視点や手法による水戸の魅力の発信 ・SNS 等における効果的な発信のノウハウの共有
2	地域社会におけるデジタル技術の活用の促進 ［市民生活課］	「水戸市コミュニティ推進計画（第４次）」において、地域社会での SNS など利便性の高いコミュニケーションツールを活用して、町内会・自治会の会員同士の連絡を円滑にするなどデジタル化に向けた支援を行うこととしている。 他市では、電子回覧板の導入、会費の電子決済、役員会の Web 開催などを導入している事例もあることから、本市においても地域社会におけるデジタル技術の活用の促進に向けた調査研究、取組を進めていく必要がある。
		※　求める視点 ・地域社会のデジタル化によって、現在の町内会・自治会が負担に思わないこと。 ・町内会・自治会の負担が軽くなること。さらに、町内会・自治会に費用負担を伴わないものであること。

行政課題提示型

行政課題提示型　行政テーマ一覧

No.	行政テーマ ［担当課］	概　要 （箇条書き）協働による効果、期待すること
3	消費者サポーターの活躍の場の創出 ［市民生活課］	本市では、消費者教育をより一層推進し、自立した消費者の育成と、持続可能な社会の形成に向けた消費者市民社会の構築を目指している。 消費者サポーターは、みと消費者市民大学の修了生が水戸市長から委嘱を受け、各地域において消費生活に関する啓発や見守り活動を行っている。消費者トラブル等の異変に気づいた際には、市消費生活センターへつなぐ役割を担っており、現在 95 人が消費者サポーターとなっている。 「水戸市消費者教育推進計画（第３次）」において、今後、消費者被害の未然防止、啓発の更なる強化に取り組むため、消費者サポーターの活動支援、活躍の場の創出を積極的に行うこととしている。なお、消費者サポーターは、消費者サポーターの会を組織し、研修会を行うなど、自己研鑽に努めている。これまでの消費者サポーターの活動では、福寿のつどいにおける啓発や水戸駅での街頭キャンペーンにおける啓発を行っている。
		・消費者サポーターの活動の活性化につながる支援 ・消費者サポーターが持つ知識を有効活用して活躍できる場の創出
4	水戸発祥のオセロ文化の普及・啓発、発祥の地としての魅力発信 ［文化交流課］	世界で６億人の愛好者がいると言われているオセロは、本市発祥の世界に誇る文化であり、本市では、市のブランド力を高める取組の一つとして、オセロ文化の普及・啓発に取り組んでいる。年間を通じて様々なオセロ関係事業を行ってきた結果、「オセロ発祥の地・水戸」は県内では市内外を問わず広く認知されつつあるが、オセロに愛着を持つ市民を増やすためには、より多様なアプローチが必要であると考えている。 また、競技としてオセロを行い、活躍する人材を輩出することも、本市のオセロ文化の普及・啓発に効果的であると考えており、市民のオセロの技術を高める取組も重要な視点であると認識している。
		・オセロ文化の普及・啓発につながる魅力ある新規事業の実施 ・オセロ有段者の輩出を目標とする育成プログラムの実施など、市民のオセロの技術を高める取組の実施

行政課題提示型　行政テーマ一覧

No.	行政テーマ ［担当課］	概　要 （箇条書き）協働による効果、期待すること
5	外国人も暮らしやすい環境づくりを通した多文化共生の推進 ［文化交流課］	本市では、市国際交流センターを中心に、外国人市民に対する支援（相談対応、多言語による情報提供、日本語教育の実施等）を行っている。しかしながら、今後、外国人市民の増加及び多国籍化が見込まれる中で、多文化共生に向けた課題がより顕在化していくと考えられることから、より一層施策の充実を図っていく必要がある。
		・日本人と外国人の生活習慣や文化の違いを要因とした地域課題や、外国人市民のニーズを定量的・定性的に把握するための調査 ・水戸市の多文化共生を推進する新たなモデルとなる事業の実施

6　事業の流れ

Plan R8.11 月	事前協議	事業の内容や協働のパートナーとなる事業担当課などについて、事前に相談を受け付けます。提案団体と事業担当課、市民生活課の3者による相談の場を設けることもできます。
R9.　1月	応募・書類審査	必要書類を添えて応募します。市では、提案団体の活動や会計の状況など、応募資格を備えているかを確認します。
	事業の検討	提案団体と事業担当課で、事業の目的や役割分担など、事業の具体的な検討を進め、公開プレゼンテーションに備えます。
2月	公開プレゼン	公開によるプレゼンテーション、審査
3月	採択事業の決定	協働推進委員会による採択事業候補の推薦・答申
Do R9.　4月 ～ R10. 3月	協定書の締結	提案団体と事業担当課との間で、基本的な合意事項について協定を結びます。また、補助金交付の手続きを行います。
	事業実施	計画に沿って事業を実施します。
Check 実施後	振り返り	事業報告書を作成、提出します。また、提案団体と事業担当課で事業の成果を振り返り、それぞれ評価シートを作成します。
Action R10.5月	事業報告会	事業報告書をもとに、事業の成果を公開の場で発表します。 **総合評価（協働推進委員会）** 改善点や今後の方向性などを検討します。

７ 審査･選考

審査

公募市民、市民活動団体・関係団体の代表者、学識経験者で構成する協働推進委員会において、厳正に審査します。

（1）提案書類と公開プレゼンテーションをもとに、審査項目に沿って採点します。
（2）基準点を超えた事業の中から、実施事業として推薦する事業を選びます。

選考

（1）協働推進委員会は、市へ答申します。
（2）協働推進委員会からの答申を受け､市は予算の範囲内で実施事業を決定します。
審査の結果や評価については、市のホームページなどで公開します。
※　事業採否等の通知は､市議会３月定例会における予算審議の承認後となります。

審査項目

先見性・独創性	新たな着想や創意工夫があるか
事業の公共性	不特定多数の利益、社会全体の利益につながるか
ニーズの理解	社会的課題や市民ニーズをとらえているか
協働の必要度	協働による相乗効果が期待できるか
事業の将来性	成果の活用や波及効果など将来展望が明確か
手段の効率性	労力や経費などの見積りが適切か
役割分担	自立性を尊重し、お互いの長所を生かしているか
実現可能性	自己資金の確保や企画内容が実現可能か

公開プレゼンテーション

・プレゼンテーションに向けて、協働のパートナーである事業担当課とともに準備します。提案団体が発表し、説明等は事業担当課も行います。

・公開プレゼンテーションは、どなたでも聞くことができます。他の団体の活動を知る良い機会でもありますので、お気軽にご参加ください。

８ 市からの支出（補助金額）

提案１件あたり

※　一般枠の提案団体については、市の補助金だけでなく提案団体も経費を負担いただく必要があります。

※　対象経費は事業に要する直接経費で、補助金額は、千円単位の支出になります。

９ 学生支援

対象		団体の構成員の３分の２以上の者が、学校教育法に規定される高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校のいずれかに在籍する生徒・学生である団体
提出書類	**応募**	・Ｐ５　４ 応募方法（2)提出書類 で記載した書類
	協定締結	【事業実施年度の４月１日に、団体の代表者が、未成年（17 歳以下）の場合】 ・協定締結に対する保護者の同意書 ・対象に記載のある各種学校の生徒・学生である証明書（学生証等）の写し

10 対象経費

わくわくプロジェクトで市から支出する額（補助金額）を算出する際に対象となる経費は、事業に要する直接経費で、次のとおりです。

対象経費（例）

区分	内容
通信運搬費	募集案内や活動資料等を送付するための切手代や宅配便料金など
印刷製本費	パンフレット、ポスター、報告書等の印刷代やコピー代など
人　件　費	アルバイトに支払う日当など、事業実施に必要な人件費
消 耗 品 費	事業実施に必要な文房具、会議資料、ポスターの用紙代など （物品については、事業に直接必要なものとし、１万円/件以内を原則とします）
諸　謝　金	講師やアドバイザーへの謝礼金など
使　用　料	事業や会議のための会場使用料など
賃　借　料	機材等のレンタル料や、バスの借上げ料など
委　託　料	専門的な知識や技術を要する業務を外部に委託した費用など （団体の主体的な事業実施を図るため、委託料については、対象経費の半分までとすることを原則とします。）
保　険　料	事業実施のためのレクリエーション保険料、ボランティア保険料など

対象外経費

○ 団体の維持や運営に関する経費　（例）事務所の家賃、光熱水費、電話代など

○ 団体の構成員や参加者などの飲食代　（例）会議や打ち上げなどの飲食費

○ 団体の構成員や参加者などの交通費

○ 団体の構成員に対する人件費や謝礼

○ 事業が終了した後まで残る機材・器具の購入費　（例）パソコン、カメラなど

○ 支払ったことが領収書等により明確に確認できない経費

11　事業が採択されたら

事業担当課と協議し、事業の基本的な内容について協定を結びます。その後、補助金の交付申請等の手続きを行ってください。

12　事業が終わったら

実績報告	市民活動団体は事業報告書と収支決算書を提出してください。 また、支払いの証拠書類として領収書の写しを添付してください。 ※　実績報告等の書類については、実施年度の６月を目安に、実施団体宛てご案内します。
事業評価	団体と事業担当課は、協働事業評価シート（別紙２）を使って一緒に事業を振り返る“フィードバック”を行ってください。また、評価シートを提出してください。
報告会	公開の事業報告会を行います。 協働推進委員会は、この報告をもとに、当該事業を総合的に評価し、改善点や今後の方向性などを検討します。

事業報告会の様子

13　よくある質問

今回、事業提案するにあたり新たに団体を結成し、申請することはできますか。

できます。ただし、規約をつくるなど、募集要項に記載された要件を満たす必要があります。

個人での応募はできますか。

わくわくプロジェクトでは、行政との協働事業として、事業実施体制や連絡・調整、ネットワークの拡大などには組織性が必要となりますので、団体としての組織であることが要件です。

コミュニティ団体が事業を提案しても採択を得られますか。

コミュニティ団体からの提案も対象となりますが、その活動や効果が町内会・自治会内だけでなく、ある程度広範囲に及ぶことや本市のまちづくりの方向性に合致することなど、本市の魅力アップに繋がる内容が求められると考えます。また、他に、採択となるための考えられる条件としては、当該事業がコミュニティ内で完結しても、不特定多数のものに影響する内容であること（一般的なコミュニティ推進策以上と言える事業）が求められます。

各条件のうち、構成員が５名以上いなければならないとあるが、その根拠は何ですか。

協働事業を実施するためには、ある程度の組織力が必要となることから、目安となる人数を規定したものです。５名としたのは、ＮＰＯ法（特定非営利活動促進法第 10 条）に基づく認証要件が 10 名以上となっていることを参考に、この提案制度がボランティアなどの任意団体も対象にしていることから、半数を目安としたものです。

近隣の市町村に事務所や活動場所を有している団体は対象になりますか。

市外の団体でも、提案された事業が市内で実施され、水戸市のまちづくりにつながる場合は対象とするものです。

今行っている既存の事業でも申請できますか。

今まで実施しているものと同じ既存事業については補助の対象となりません（従来から行っている事業の回数のみを増やす、または活動範囲のみを広げるといったことも含む）。ただし、「新たな視点」を取り入れるなど、既存事業を拡充したものについては、補助の対象となります。従来の事業を生かした新たな展開が必要となります。なお、本制度では、提案団体と市が協働事業に取り組むため、市担当課との協議によっては計画変更が生じる場合があります。

翌年度も継続して事業提案はできますか。

事業の採択は、提案する年度の事業に限ったものとなっています。継続して実施する場合は、毎年、提案事業募集時期に応募し、審査を受けていただくようになります。

公開プレゼンテーションとは、どういうものですか。

水戸市協働推進委員会委員や一般の方（傍聴者）がいる公開の場で、提案事業について説明していただき、質疑応答が行われます。１団体 15 分程度を予定しており、パワーポイントなども利用できます。令和８年２月末から３月上旬頃を予定しています。過去の様子は市ホームページからもご覧いただけます。

参加費、寄付、協賛金、広告料収入を予定している事業は応募できますか。

応募することは可能です。
ただし、実現可能な収入見込みを立ててください。なお、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。

民間から助成を受けている事業は対象となりますか。

水戸市以外の助成を受けている場合は、対象になります。
ただし、当該助成の規約の中で、制約がある場合もありますので、確認してから提案してください。なお、国等からの委託事業については、対象外です。

同一事業において、他の補助金の交付を受けている、または受ける予定の事業は応募できますか。

水戸市から他の助成金などの交付を受ける場合、重複した応募は認めないこととしております。

講師謝礼について、団体構成員が講師をした場合は補助の対象となりますか。

団体の構成員に対する謝礼や人件費は対象となりません。

当初の見込みより、事業費が多くなってしまった場合は、どうなるのですか。

補助金決定通知書に記載している補助予定額が上限となります。その上限額を超えた部分は、提案団体の負担となります。また、事業費が当初見込みより少なかった場合は、補助金額を減額する場合があります。

事業実施前または実施中に補助金を請求することはできますか。

補助金の請求は、原則、事業がすべて完了し、報告書を提出していただいてから交付します。
ただし、事業の円滑な遂行のために必要であると判断される場合は、交付決定額の一部または全額を事業完了前に請求することができます。事前に担当課または市民生活課にご相談ください。

提案制度に係る審査の状況は、どこまで公開しますか。

規程（附属機関の会議の公開に関する規程）に基づき、可能な限り公開するものとし、提案団体及び市担当課による事業提案書に基づくプレゼンテーション及び評価シートに基づく事業報告会、採点を含む審査結果、会議録、プレゼンテーション・事業報告会の動画配信を公開しています。

※　提案事業の採点・評価における委員の全体審議については、公開にすることで、委員の率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、非公開としています。

活動団体を含む委員構成としているようですが、提案する団体が、委員が所属している団体だった場合、どのように審査をするのですか。

運用細則により、推進委員となられている方が所属する団体から提案されている場合は、誤解を避ける意味からも当該審査には加わらないことを規定しております。
なお、開催時期につきましては、固定的なものではなく、委員会の意見を聴きながら、より効果的な運用に努めていきたいと考えております。

対象となる事業を活動団体からの自由な提案としているが、他市の例をみると行政側からの提案もあるので、行政課題提示型を先行すべきではないでしょうか。

今後の状況をみる中で、行政課題提示型の課題を変更・追加するなど、社会情勢にあった制度の改善・拡充に努めていきたいと考えております。

事業提案に当たって、法人に比べてボランティア団体が不利になりませんか。

提案に当たっては、市民生活課が事前の相談などに応じるほか、審査については、協働の実現可能性や必要性なども含めて判断されることとなります。ＮＰＯ法人であっても同様に審査されますので、ボランティアなどの任意団体が不利になるというものではありません。

風水害や感染症のまん延防止等の影響で事業が実施できなかったので、翌年度に再度同じ提案はできますか。

できます。
ただし、地震、水害、火災その他の災害、感染症のまん延防止等により市長が事業の実施を困難と判断した場合であって、当該年度において次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合は、当該年度の翌年度に再度提案することができます。
（1）協働事業の実施に関する協定を締結していること。
（2）協働事業補助金の交付を受けていないこと。

エントリーNo.	

別紙１

協 働 事 業 提 案 書

〔団体情報〕

団体名		代表者氏名	
所在地	〒		
連絡先	Tel　　（　　）　　Fax　　（　　）		
	Email		
	ホームページアドレス		
提案事業責任者	（役職など　　）		
提案事業責任者連絡先	〒		
活動歴	年　　月　（　　年４月１日現在）		
会員数　（構成員数）	人		
団体の主な活動 （チラシ、パンフレットなどあれば添付してください）			

公共的機関との主な協働実績		事業名	相手方	時期（期間）	金額
	1				
	2				
	3				

予算額と決算額	
	●　年度予算額（　　月～）：収入　　円　支出　　円 主な収入源：会費　　円（　　%） 寄付金　　円（　　%） 自主事業収入　　円（　　%） 受託事業収入　　円（　　%） 助成金・補助金など　　円（　　%） その他　　円（　　%） ●　年度決算額（　　月～）：収入　　円　支出　　円 ※　確定していないときには、見込みを記入してください。 主な収入源：会費　　円（　　%） 寄付金　　円（　　%） 自主事業収入　　円（　　%） 受託事業収入　　円（　　%） 助成金・補助金など　　円（　　%） その他　　円（　　%）

〔事業の概要〕

事業名	
事業の目的	〔市民ニーズ、現状、解決したいことなど〕
これまでの市の取組	〔情報収集をもとに、提案団体の視点で〕
事業の内容	
協働による効果	〔単独で取り組むのと比べて〕

〔役割〕

提案団体	〔得意なこと、やりたいこと〕
水戸市	〔担ってほしいこと、期待すること〕

〔実施スケジュール〕

時　期	内　容

収支計画書

（単位：円）

区　分	金　額	積算内訳	備考
【収入】			
収入合計（Ａ）			
【支出】			
支出合計（Ｂ）			
収支差額（Ａ）－（Ｂ）	０		

※　協働事業に係る収支をご記入ください。

※　水戸市が負担する経費は、実施する協働事業に直接要する経費です。団体事務所の賃借料、光熱水費などの管理費は対象外となります。

※　この事業に関して、他に収入がある場合もご記入ください。その際は、支出のうち、市で賄うものとそれ以外が分かるように備考欄に記入してください。

※　収支差額（Ａ）－（Ｂ）はゼロとなるよう記入してください。（自己資金が発生する場合は収入欄に書きます）

※支出経費の区分例

・通信運搬費（郵便、電話料、宅配便などに要する経費）
・人件費（事業を実施するために必要な人件費）
・印刷製本費（チラシなどの印刷費、報告書の印刷・製本費）
・賃借料（会議などの際の会議室使用料、備品借上げ料）
・諸謝金（講師などの謝礼金）
・保険料（レクリエーション保険などの掛金）
・消耗品費（事務用品）

別紙２

協働事業評価シート

事業名	
記入者　（所属名ｏｒ団体名）	

＊　評価を○×で記入してください

１　Plan(企画・計画段階)			
	１　事業目的を明確にし、協働する必要性について十分検討したか		
	両者が同じイメージを持っていたか。なぜ協働で行うか納得できるまで十分話し合い、理由を明確に説明できるか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
	２　協定書の内容は明確にしたか		
	事業の目的、役割分担、費用負担、リスクの分担についての合意事項を明確にした内容だったか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
	３　事業計画は双方協議して作成したか		
	事業や収支計画、協働の期間などの検討を双方で十分行ったか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
２　Do(実行)			
	１　事業の進捗を共有したか		
	お互いが頻繁に行き来して現場の様子をしっかりとつかんでいたか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
	２　お互いに役割を果たしたか		
		評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
	自分たちの役割を果たせたか　→		
	相手は役割を果たしたか　→		

	３　適切に進行管理できたか		
	当初の予定どおり実行できたかまたは、トラブルなどに対して迅速に対応できたか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
	当初想定しなかった事態に、柔軟に協議して適切に対処できたか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
３　Check(評価)			
	１　組織内部で事業をふり返ったか		
	組織としても事業の効果や問題点を話し合ったか	評 価	記 述 欄　評価の理由記載
	２　受益者の評価を得られたか		
	受益者にとっても有意義だったか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
４　Action（見直し）			
	１　改善すべき点が明確になったか		
	どこをどう改善すればより良くなるかを、明確に説明できるか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載
	２　改善方法は具体的か		
	改善の手法、手順について、具体的に示せるか	評 価	記 述 欄　評価の理由を記載

○　自由記載　　（協働の影響や効果、今後の改善点、感想など）